

市相互提案型協働事業

事業結果報告会および

事業募集説明会

担当 市民協働課
 ☎046(2552)7996
 FAX 046(255)3550

市では、市民活動団体のアイデアを生かした相互提案型協働事業を実施しています。平成30年度に実施した市民活動団体提案事業の成果を発表する事業結果報告会および令和2年度の応募の流れを説明する事業募集説明会を開催します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

平成30年度
事業結果報告会

下表の通り、平成30年度に実施した事業の成果などを報告します。

○とき 7月5日(金)
 午後3時から(午後2時30分から受付開始)

○ところ ハーモニーホール座間 大会議室

令和2年度
事業募集説明会

令和2年度に実施する事業の応募方法などを説明します。

○とき 7月5日(金)

報告事業

事業	事業内容	団体名	担当課
赤い向日葵プロジェクト 市道14号線東原緑地帯事業	赤いヒマワリ(ルビーエクリプス)を利用した緑地帯の植栽	さがみ野やすらぎ街づくり委員会	公園緑政課
多国籍親子支援事業	国際交流のためのサロンやイベントの開催	アクティヴ・ママ	渉外課

午後4時から(報告会終了後から受付開始)

○ところ ハーモニーホール座間 大会議室
 ○参加方法 当日直接会場へ

令和2年度
事業募集

令和2年度に実施する市

木造住宅無料耐震相談会

担当

建築住宅課
 ☎046(2552)7396
 FAX 046(255)3550

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、県建築士事務所協会による無料耐震相談会を開催します。なお、市では、耐震診断に関する電話や訪問などによる戸別勧誘は行っていません。

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減免措置の制度があります。

○とき 7月27日(土)
 午前9時30分～午後4時(1人約45分。予約制)

○ところ 市公民館2階 日本間

○持ち物 受付後に市から送付した書類、確認申請などの図面(略図可)、建物状況が分かる写真など

○申込方法 6月17日(月)～7月8日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

○申込方法 6月17日(月)～7月8日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 6月17日(月)～7月8日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 6月17日(月)～7月8日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 6月17日(月)～7月8日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 6月17日(月)～7月8日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

公共施設再整備計画
意見交換会

担当

市政戦略課
 ☎046(2552)7961
 FAX 046(255)5090

市では、将来に向けた公共施設の在り方を検討するための意見交換会を開催します。

市内の公共施設の現状

市では、昭和40年～50年代の高度経済成長期の人口急増に対応するため、学校、コミュニティ施設を集中して整備してきました。現在、これらの施設の多くは老朽化し、大規模改修や建て替え時期を迎えています。

意見交換会

意見交換会では、市の取り組み状況を説明し意見交換を行います。

東地区文化センター

○とき 6月29日(土)
 午後2時～3時30分

市公民館

○とき 7月7日(日)
 午後2時～3時30分

北地区文化センター

○とき 7月13日(土)
 午後2時～3時30分

○とき 7月15日(月)
 午前10時～11時30分

○申し込み 各会場開催日前日(前日が土曜・日曜日の場合は直前の金曜日)までに参加者名(代表者名)、参加人数、参加会場、電話番号を電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 各会場開催日前日(前日が土曜・日曜日の場合は直前の金曜日)までに参加者名(代表者名)、参加人数、参加会場、電話番号を電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 各会場開催日前日(前日が土曜・日曜日の場合は直前の金曜日)までに参加者名(代表者名)、参加人数、参加会場、電話番号を電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 各会場開催日前日(前日が土曜・日曜日の場合は直前の金曜日)までに参加者名(代表者名)、参加人数、参加会場、電話番号を電話、ファクスまたは直接担当へ

耐震改修などに伴う
固定資産税(家屋)の減額

担当

固定資産税課
 ☎046(2552)8047
 FAX 046(255)3550

①耐震②バリアフリー③省エネルギー(省エネ)改修を行った家屋の固定資産税を左表の通り減額します(①は②③と同時利用不可)。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合せください。

①耐震②バリアフリー③省エネルギー(省エネ)改修を行った家屋の固定資産税を左表の通り減額します(①は②③と同時利用不可)。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合せください。

対象と要件

	①耐震改修	②バリアフリー改修	③省エネ改修
減額	税額の2分の1(上限120平方メートル)	翌年度分の税額の3分の1(上限100平方メートル)	翌年度分の税額の3分の1(上限120平方メートル)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年1月1日以前に建てられ、平成18年1月1日～令和2年3月31日に行った工事 耐震基準に適合する 費用が50万円を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 新築された日から10年以上を経過した、65歳以上の方、要介護・要支援認定者、障がい者いすれかが居住する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成19年4月1日～令和2年3月31日に行った工事 手すり取付、床段差解消、浴室・便所改良などの工事 自己負担が50万円を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日～令和2年3月31日に行った工事 窓改修(必須)、床・天井・壁断熱などの工事 自己負担が50万円を超えるもの

※いずれも、平成25年3月31日までの契約は30万円以上の工事が対象です。